

博物館資料保存論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと。)

1. 次の(1)～(4)の文章の()にあてはまる適切な語句を、それぞれ□のア～エから選び、解答欄にはその記号を記しなさい。(各4点)

(1) 日本全域に分布し文化財害虫とされるヒメマルカツオブシムシが、被害を与える主な対象物は(①)である。

(2) 生物多様性基本法<平成20年法律第58号>では、「野生生物の種の多様性の保全等」について、次のように定めている。

第15条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び(②)のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は(③)に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 絵画や書などをさまざまな形式に装丁し、古いものを繕い、装いを正す修理を(④)という。

(4) 1950年に制定された文化財保護法では、数回にわたる改正により新たな制度を導入してきた。A～Cの事がらを年代の古い順に並べると(⑤)となる。

- A. 文化的景観の保護制度の創設
- B. 伝統的建造物群保存地区制度の創設
- C. 文化財の保存・活用のための計画制度の創設

- | | | | | |
|---|------------------|----------------------|----------|----------|
| ① | ア. 木造建造物・家具・乾燥木材 | イ. 毛皮・皮革・蚕繭・種子等の動植物質 | | |
| | ウ. 書籍・古文書・掛軸 | エ. 土蔵の壁 | | |
| ② | ア. 隔離 | イ. 飼育 | ウ. 増殖 | エ. 観光 |
| ③ | ア. 自然環境 | イ. 農林水産業 | ウ. 観光業 | エ. 経済活動 |
| ④ | ア. 装演 | イ. 裏彩色 | ウ. 曝書 | エ. 金継ぎ |
| ⑤ | ア. A→B→C | イ. A→C→B | ウ. B→C→A | エ. B→A→C |

2. 次の①～⑥の用語の中から4つ選択し、その番号を記し簡潔に説明しなさい。(5つ以上を回答した場合は無効とする。)(各5点)

- ① 予防保存
- ② リスクマネジメント
- ③ ファシリティーレポート
- ④ 免震装置
- ⑤ 生物劣化
- ⑥ 空気汚染物質

3. 人文系博物館や自然史系博物館におけるバックヤードの来館者への公開について、資料保全にかかわる利点および問題点とその対応を、事例を示しながら200字以内で説明しなさい。(15点)

4. 美術作品を展示する展示室の環境と展示条件について、資料保存の観点からどのような措置が必要となるか、200字以内で述べなさい。(15点)

5. 文化財修理の望ましいあり方を下記の用語を6つ以上用いて400字以内で述べなさい。なお、使用した用語については下線をひくこと。(30点)

- | | | |
|----------------|---------|-----------|
| 1. 経年劣化 | 2. 状態調査 | 3. オリジナル |
| 4. 旧修理 | 5. 可逆性 | 6. 最小限の処置 |
| 7. 洗淨 (クリーニング) | 8. 解体 | 9. 強化 |
| 10. 報告書 | | |